

札幌市ユニバーサル推進本部設置要綱（令和５年９月６日市長決裁）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考																
(組織) 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次表に掲げる職にある者をもって充てる。 <table><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>本 部 員</td><td>市長室長、まちづくり政策局長、まちづくり政策局政策推進担当局長、まちづくり政策局都市計画担当局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、経済観光局観光・M I C E 担当局長、建設局長、都市局長、交通事業管理者、教育長</td></tr></table> 2 (省略) 第4条 省略 (幹事会) 第5条 推進本部に幹事会を設置する。 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次表に掲げる職にある者をもって充てる。 <table><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>幹 事</td><td>総務局国際部長、まちづくり政策局政策企画部長・都心まちづくり推進室長・都市計画部長・総合交通計画部長、財政局財政部長、市民文化局地域振興部長・市民生活部長・男女共同参画室長・文化部長、スポーツ局スポーツ部長、保健福祉局高齢保健福祉部長・障がい保健福祉部長、子ども未来局子ども育成部長、経済観光局経営支援・雇用労働担当部長・観光地域づくり担当部長、建設局土木部長・みどりの推進部長、都市局建築部長・建築安全担当部長、交通局高速電車部長、教育委員会学校支援担当部長・学校教育部長</td></tr></table>	(省略)		本 部 員	市長室長、まちづくり政策局長、まちづくり政策局政策推進担当局長、まちづくり政策局都市計画担当局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、経済観光局観光・M I C E 担当局長、建設局長、都市局長、交通事業管理者、教育長	(省略)		幹 事	総務局国際部長、まちづくり政策局政策企画部長・都心まちづくり推進室長・都市計画部長・総合交通計画部長、財政局財政部長、市民文化局地域振興部長・市民生活部長・男女共同参画室長・文化部長、スポーツ局スポーツ部長、保健福祉局高齢保健福祉部長・障がい保健福祉部長、子ども未来局子ども育成部長、経済観光局経営支援・雇用労働担当部長・観光地域づくり担当部長、建設局土木部長・みどりの推進部長、都市局建築部長・建築安全担当部長、交通局高速電車部長、教育委員会学校支援担当部長・学校教育部長	(組織) 第3条 (現行のとおり) <table><tr><td colspan="2">(現行のとおり)</td></tr><tr><td>本 部 員</td><td>市長室長、まちづくり政策局長、まちづくり政策局政策推進担当局長、まちづくり政策局都市計画担当局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、<u>経済観光局経営雇用支援担当局長</u>、経済観光局観光・M I C E 担当局長、建設局長、都市局長、交通事業管理者、教育長</td></tr></table> 2 (現行のとおり) 第4条 (現行のとおり) (幹事会) 第5条 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) <table><tr><td colspan="2">(省略)</td></tr><tr><td>幹 事</td><td>総務局国際部長、まちづくり政策局政策企画部長・都心まちづくり推進室長・都市計画部長・総合交通計画部長、財政局財政部長、市民文化局地域振興部長・市民生活部長・男女共同参画室長・文化部長、スポーツ局スポーツ部長、保健福祉局高齢保健福祉部長・障がい保健福祉部長、子ども未来局子ども育成部長、<u>経済観光局経営雇用支援部長</u>・観光地域づくり担当部長、建設局土木部長・みどりの推進部長、都市局建築部長・建築安全担当部長、交通局高速電車部長、教育委員会学校支援担当部長・学校教育部長</td></tr></table>	(現行のとおり)		本 部 員	市長室長、まちづくり政策局長、まちづくり政策局政策推進担当局長、まちづくり政策局都市計画担当局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、 <u>経済観光局経営雇用支援担当局長</u> 、経済観光局観光・M I C E 担当局長、建設局長、都市局長、交通事業管理者、教育長	(省略)		幹 事	総務局国際部長、まちづくり政策局政策企画部長・都心まちづくり推進室長・都市計画部長・総合交通計画部長、財政局財政部長、市民文化局地域振興部長・市民生活部長・男女共同参画室長・文化部長、スポーツ局スポーツ部長、保健福祉局高齢保健福祉部長・障がい保健福祉部長、子ども未来局子ども育成部長、 <u>経済観光局経営雇用支援部長</u> ・観光地域づくり担当部長、建設局土木部長・みどりの推進部長、都市局建築部長・建築安全担当部長、交通局高速電車部長、教育委員会学校支援担当部長・学校教育部長	機構改革に伴う本部員の追加（経済観光局経営雇用支援担当局長） 機構改革に伴う幹事の名称変更（経済観光局経営雇用支援部長）
(省略)																		
本 部 員	市長室長、まちづくり政策局長、まちづくり政策局政策推進担当局長、まちづくり政策局都市計画担当局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、経済観光局観光・M I C E 担当局長、建設局長、都市局長、交通事業管理者、教育長																	
(省略)																		
幹 事	総務局国際部長、まちづくり政策局政策企画部長・都心まちづくり推進室長・都市計画部長・総合交通計画部長、財政局財政部長、市民文化局地域振興部長・市民生活部長・男女共同参画室長・文化部長、スポーツ局スポーツ部長、保健福祉局高齢保健福祉部長・障がい保健福祉部長、子ども未来局子ども育成部長、経済観光局経営支援・雇用労働担当部長・観光地域づくり担当部長、建設局土木部長・みどりの推進部長、都市局建築部長・建築安全担当部長、交通局高速電車部長、教育委員会学校支援担当部長・学校教育部長																	
(現行のとおり)																		
本 部 員	市長室長、まちづくり政策局長、まちづくり政策局政策推進担当局長、まちづくり政策局都市計画担当局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、 <u>経済観光局経営雇用支援担当局長</u> 、経済観光局観光・M I C E 担当局長、建設局長、都市局長、交通事業管理者、教育長																	
(省略)																		
幹 事	総務局国際部長、まちづくり政策局政策企画部長・都心まちづくり推進室長・都市計画部長・総合交通計画部長、財政局財政部長、市民文化局地域振興部長・市民生活部長・男女共同参画室長・文化部長、スポーツ局スポーツ部長、保健福祉局高齢保健福祉部長・障がい保健福祉部長、子ども未来局子ども育成部長、 <u>経済観光局経営雇用支援部長</u> ・観光地域づくり担当部長、建設局土木部長・みどりの推進部長、都市局建築部長・建築安全担当部長、交通局高速電車部長、教育委員会学校支援担当部長・学校教育部長																	